



発行
東京都

目次

1

公 告

○監査の結果に基づき知事等が講じた措置の公表
.....(東京都監査委員)..... 1

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成27年定例監査、平成27年工事監査、平成27年財政援助団体等監査、平成27年行政監査（庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて）、平成27年度各会計歳入歳出決算審査、平成27年度公営企業各会計決算審査及び平成28年定例監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成29年 1月20日

東京都監査委員	鈴木	晶	雅
東京都監査委員	藤井	一	
東京都監査委員	友渕	宗	治
東京都監査委員	岩田	喜	美枝
東京都監査委員	松本	正	一郎

第1 措置の概要

東京都の監査委員は、各種監査で指摘、又は意見・要望した事項について、監査後、指摘等を受けた知事等執行機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年2回、講じた措置内容の通知を受けている。

平成28年第2回の措置状況は、表1のとおりである。

今回は、措置対象458件のうち、136件（指摘：129件、意見・要望：7件）が改善され、前回までに措置済みとなっている287件と合わせて、423件（92.4%）が措置済みとなった。残る35件については、執行部所において改善の取組上又は改善策を検討中である。

また、今回措置済みとなった案件の措置区分別件数は表2のとおりである。

契約代金の返還・戻入など、是正・改善措置73件、要綱等の制定・改正など、再発防止の取組183件、合計256件の改善措置が講じられた。

改善措置としては、以下のようなものがある。

- ・ 都税の追加徴収や滞納整理の進行管理の改善など、徴収率の向上
- ・ 業務未実施分の契約代金減額や契約の競争性確保など、費用の削減
- ・ 新たな協定の締結や規則改正など、実態に合わせた事務処理の改善
- ・ インターネットでの情報提供など、情報公開の推進
- ・ 基準に沿った工事の実施など、安全・安心な施設の整備 など

当報告書に記載されている事例を参考に、全庁共通して発生しうる課題や、繰り返し起こりうる問題点について、局横断的に再発防止策が講じられることを期待する。

また、知事等執行機関が講じた措置内容を公表することにより、都政に対する都民の理解が深められる一助となれば幸いである。

(表1) 措置状況

年	監査種別	監査実施 期	結野内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善率 (B+C)/A×100	改善中 A-(B+C)
合 計				458	287	136	92.4	35
			指摘	430	273	129	93.5	28
			意見・要望	28	14	7	75.0	7
			計	458	287	136	92.4	35

(単位：件、%)

(単位：件、%)

年	監査種別	監査実施 期	結野内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善率 (B+C)/A×100	改善中 A-(B+C)
24	行政監査 (土地及び建物の運 用・管理について)	平成24.9.18 ～ 平成25.1.31	意見・要望 計	16 —	14 —	—	87.5	2
26	財政援助団体等監査	平成26.9.11 ～ 平成27.1.29	指摘 意見・要望 計	63 6 69	62 6 68	—	98.4	1
27	行政監査 (庁舎及び館長利用施設 における都民サービス について)	平成27.9.25 ～ 平成28.2.4	指摘	111	107	3	99.1	1
			意見・要望	4	4	—	100	0
			計	115	111	3	99.1	1
27	工事監査	平成27.1.16 ～ 平成28.1.13	指摘	36	31	5	100	0
			意見・要望	1	1	—	100	0
			計	37	32	5	100	0
27	財政援助団体等監査	平成27.9.4 ～ 平成28.2.4	指摘	56	46	7	94.6	3
			意見・要望	2	1	1	100	0
			計	58	47	8	94.8	3
27	各会計歳入歳出 決算審査	平成28.7.12 ～ 平成28.9.2	指摘	11	—	11	100	0
			意見・要望	—	—	—	—	—
			計	11	—	11	100	0
28	公営企業各会計 決算審査	平成28.6.1 ～ 平成28.9.2	指摘	1	—	1	100	0
			意見・要望	—	—	—	—	—
			計	1	—	1	100	0
28	定例監査 (平成27年度執行分)	平成28.1.8 ～ 平成28.9.2	指摘	112	—	97	86.6	15
			意見・要望	4	—	4	100	0
			計	116	—	101	87.1	15

(注) 各会計歳入歳出決算審査及び公営企業各会計決算審査については年度

(表2) 監査種別ごとの措置区分別件数

措置区分	監査種別	27年(注1)						28年	
		定例	工事	財援	行政	決算審査	公営企業 決算審査	定例	計
1 是正・改善措置	ア 返還・戻入等	—	1	—	—	—	—	12	13
		—	—	—	—	—	—	2	5
	イ 土地・建物等 資産管理	—	—	1	2	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
	ウ 会計処理	1	—	3	—	10	1	4	19
		—	—	—	—	—	—	—	—
	エ 事務処理等	1	1	3	5	—	—	23	33
		—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	2	2	7	7	10	1	41	70
		—	—	—	—	—	—	—	—
2 再発防止の取組	ア 要綱等の制定 ・改正	1	1	2	2	4	—	5	15
		—	—	—	—	—	—	—	—
	イ 契約・仕録等の 見直し	—	—	—	—	—	—	18	18
		—	—	—	—	—	—	20	20
	ウ ルール・体制の 構築	1	1	—	—	1	—	8	11
		—	—	—	—	—	—	—	—
	エ 研修等の実施	2	5	6	1	8	1	31	54
		—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	3	3	9	6	18	2	34	66
		—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	5	5	8	7	11	1	101	183	
	—	—	—	—	—	—	—	—	

(単位：件)

(注1) 各会計歳入歳出決算審査及び公営企業各会計決算審査については年度

(注2) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり

(注3) 上段(網掛あり)：措置区分のうち主なものを1つ選定した場合の数値
下段(網掛なし)：措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

措置区分	事項
1 是正・改善措置	
ア 返還・戻入等	過大に交付した補助金・支出した契約代金等が返還されたもの 過大な契約代金を契約変更により減額したものの 都税・使用料等の債権を追加徴収したもの
イ 土地・建物等 資産管理	土地・建物等の管理状況を改善したもの 土地・建物や物品等の占用・使用許可手続を是正したもの 建物・工作物・設備・物品等を修理・交換したもの
ウ 会計処理	決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調書への記載誤りを修正したもの 年度を誤って歳出処理したものを是正したもの 法令等に基づいた事務手続に是正したもの
エ 事務処理等	契約中の工事や事業内容を、要綱等に基づき是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
2 再発防止の取組	
ア 要綱等の制定 ・改正	要綱・基準等を新たに制定したもの 要綱・基準等を現状に即した内容に改正したもの 事務処理のマニュアル等を作成したもの
イ 契約・仕様等の 見直し	同一・類似の事務事業について、契約等の方法を改めたもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
ウ ルール・体制の 構築	事務処理ルールを改善、もしくは新たに構築したもの 委員会・PT等を新たに設置したもの 情報共有、チェック機能を強化したもの 関係職員を対象に研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議等を開催し、再発防止策を周知徹底したもの
エ 研修等の実施	

1 是正・改善措置
ア 返還・戻入等

○ 委託契約における業務未実施分を契約金額から減じたもの

平成28年定例監査 下水道局 No. 110 (注)

指摘の概要

中部下水道事務所が委託している自家用電気工作物に係る保安管理業務においては、毎月、総額抵抗値を測定・報告する仕様となっている。
しかしながら、平成27年4月分から平成28年1月分まで測定・報告が行われていなかったため、履行確認を適正に行うとともに、業務未実施に係る契約変更を行うよう求めた。

措置の概要

所は、測定・報告業務の未実施分14万1,480円を契約金額から減じた。
また、施設管理部は、各下水道事務所を対象に説明会を実施するとともに、改善指導の通知を行い、自家用電気工作物の保安管理業務に係る履行確認を適正に行うよう周知徹底した。
さらに、行うべき点検項目のチェックリストを作成し、再確認を行うこととした。

○ 滞納金を納付させるとともに、進捗管理を適切に行うよう徹底したものの

平成28年定例監査 主税局 No. 43

指摘の概要

品川都税事務所は、滞納されている固定資産税・都市計画税等の徴収に向け、平成24年に登録を差し押さえていた自動車について、平成27年1月以降、所内会議においてタイヤロックスを行う方針とされていた。
しかしながら、所は、タイヤロックスを実施していなかったため、進捗管理を適切に行い、滞納整理を効率的に行うよう求めた。

措置の概要

所は、滞納が高額なことから、所有不動産の公売を予告した上で納税交渉を行い、平成28年5月、滞納金全額が一括納付された。
徴収部は、平成28年6月に実施した徴収部門全体課長会において、全都税事務所の徴収課長に、事業が適切に処理されているか進捗管理するよう指導した。

(注) 「第1 措置の概要」において示している「No.」は、後掲「第2 通知の内容」における「番号」と対応している。

イ 土地・建物等資産管理

○ 規則改正とともにマニュアルを定め、賃料改定を適正に行ったもの

平成27年財政援助団体等監査 首都高速道路株式会社 No. 1.6

措置の概要

首都高速道路株式会社が行っている高架下賃貸事業について、
① 賃料改定の検討時期について、原則として約5年を目途に行っているとしているが、10年を超えている事例がある
② 平成14年9月改定に係る検討内容について、10年前と比較すると、対象物件全ての都市計画税及び固定資産税の納税額が40%以上上昇しているが、これを軽微なものとして賃料改定の要素とせず、賃料改定を行っていないなど、考え方が整理されていなかったため、賃料改定の考え方の整理を求めた。

措置の概要

会社では、①賃料改定の検討時期を原則3年ごととし、その間に検討の必要が生じた場合は適宜実施すること、②事業執行課はその検討結果を本社事業開発部長に報告することとする規則改正を行った。あわせて、検討の際に用いる判断の基準としてマニュアルを定め、平成28年6月に賃料改定を行った。

ウ 会計処理

○ 過大となっている出賃による権利を修正したもの

平成27年度各会計歳入歳出決算審査

オリビック・パワリソビック準備局 No. 2.5
(類似事例 生活文化局 No. 2.4)

措置の概要

オリビック・パワリソビック準備局は、出えん金について、出えん先の団体が既に助成事業の原資として執行した金額も含めて東京都の財産として計上した。それにより、財産に関する調査において、出賃による権利998万8,943円が過大に計上されていた。

措置の概要

局では、過大に計上されていた出賃による権利998万8,943円について、財産情報システムにより修正登録を行った。
また、財産情報システムへの登録のスケジュール・事務処理について、関係職員を対象に研修を実施し、処理について新たにチェックリストを作成した。

エ 事務処理等

○ デジタル化した資料を閲覧できるようにし、インターネットで公開したもの

平成27年定例監査 教育庁 No. 3

措置の概要

中央図書館は、平成21年度以降デジタル化してきた資料について、館内で保存用データを閲覧できるようにしていなかった。
また、インターネットでデジタル化資料を公開している「東京アーカイブ」においては、デジタル化したデータ1,106件を公開していなかった。
このため、デジタル化した資料の有効活用を求めた。

措置の概要

館内閲覧については、平成28年3月に、館内のパソコンで全ての保存用画像データを閲覧できるようにした。
「東京アーカイブ」においては、平成28年9月に、著作権の関係で公開できないものを除き822件を公開した。

○ 高さが不足しているはしごを取り替え、再発防止を徹底したもの

平成27年工事監査 港湾局（島しょ） No. 8

措置の概要

労働安全衛生規則では、労働者の安全確保のため、はしご道について、はしごの上端を床から60cm以上突出させることとしている。
しかしながら、港湾局が設計した工事において、標識灯点検用安全はしごの突出高さが60cm未満となっていたため、はしごの設計を適正に行うよう求めた。

措置の概要

指摘のあったはしごについては、平成28年9月に取替を完了した。
また、再発防止の取組として、離島港湾部内規・申し合わせ事項に追記し、設計・積算時にこれを参照し、チェックを行うようにした。
局では、各工事所管課に対し、はしごの規格は指摘内容を踏まえたものとするよう周知徹底を図り、各種会議、勉強会においても、同様の周知徹底を行った。

○ 補助の範囲、金額及び履行確認の報告について定めた協定を締結したもの

平成27年財政援助団体等監査 隅田川花火大会実行委員会 No. 11

【指摘の概要】

隅田川花火大会実行委員会は、警備施設費について、都から補助金を受けて運営している。花火大会の開催により、都立ゆ入公園の運営費負担が増加していることから、警備施設費から、平成25年度は84万円、平成26年度は50万円を公園の指定管理者に対し補助した。

しかしながら、補助に関して何ら定めがなかったため、交付した金額の妥当性を確認するためにも、公園の指定管理者と協定等を締結するよう求めた。

【措置の概要】

実行委員会は、都立ゆ入公園の指定管理者との間で、当該公園の警備に係る経費に關し、補助の範囲、金額及び履行確認の報告について定めた協定を締結した。

また、都・五区連絡協議会において、今後、同様の事案が生じた場合は、あらかじめ同様の協定を締結するよう周知徹底した。

2 再発防止の取組

イ 契約・仕様等の見直し

○ 集約可能な契約を取りまとめて競争性を確保し、費用の節減を図ったもの

平成28年定例監査 福祉保健局 No. 62
病院経営本部 No. 76

【指摘の概要】

中部総合精神保健福祉センターは、構内樹木管理育成作業と除草清掃作業を、同じ業者にそれぞれ随意契約していた。

また、大塚病院は、厨房内浄水器のカートリッジ交換を、毎回、同じ業者と随意契約していた。

しかしながら、これらの契約は、年間計画を立て、複数の随意契約を取りまとめることにより、入札等を実施し、競争性を確保することができた事例であったため、契約事務を適正に行うよう求めた。

【措置の概要】

中部総合精神保健福祉センターは、平成28年度から構内樹木管理育成作業の年間計画を立て、除草清掃作業とまとめて契約を行った。

大塚病院は、平成28年度から厨房内浄水器のカートリッジ交換を年度契約とし、198,720円の節減が図られた。

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表3のとおりであり、後述して、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。

なお、表3及び個別の概要にある「措置区分」は、表2別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには◎を、その他、該当するものには○を付けている。

また、措置区分が2（再発防止の取組）にのみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一、もしくは類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

(表3) 措置通知一覧

番号	対象局(団体)	事項	措置区分	
			1	2
平成27年定例監査				
【指摘事項】				
1	建設局	軽便車場の増設工費について設計内容等を確認し、財産管理を適切に行うべきもの	◎	○
2	教育庁	物じん計の取扱いについて見直すべきもの		◎
3	教育庁	デジタル化資料を館内で閲覧に供するべきもの		◎
平成27年工事監査				
【指摘事項】				
4	建設局	金属製手すりの設計を適切に行うべきもの	◎	
5	建設局	経費集の積算を適正に行うべきもの		◎
6	建設局	専門工事として発注した工事の経費集の積算を適正に行うべきもの		◎
7	建設局	公園整備工事の監費業務を適切に行うべきもの		◎
8	港橋局(船上)	はしごの設計を適正に行うべきもの		◎

平成27年財政援助団体等監査				
【指摘事項】				
9	総務局(公物)	東京都市上級廃棄物の会計処理を適正に行うべきもの		◎
10	総務局(公物)	東京都産しよ振生活文化局(隅田川花火大会実行委員会)		◎
11	福祉保健局	福祉保健局の支出に当たり協定等を締結すべきもの	◎	
12	福祉保健局	福祉保健局への報告を適正に行うべきもの	◎	
13	福祉保健局(公物)	東京都市上級廃棄物の未収金に係る会計処理を適正に行うべきもの	◎	
14	福祉保健局(福祉)	福祉保健局(福祉)の補助金の交付に關する判定基準を適切に定めるべきもの		◎
15	福祉保健局(福祉)	補助対象経費の算定方法を明確にするべきもの		◎

【意見・要望事項】				
16	都市整備局(首都高速道路)	高架工事業の費料徴収に係る考え方について	◎	○

番号	対象局(団体)	事項	措置区分				
			1	2	3	4	5
平成27年度各会計歳入歳出決算審査							
【指摘事項】							
17	福祉保健局	相談案内をおかりやすく改善すべきもの		◎			
18	建設局	道路の現状を正確に情報提供すべきもの		◎			
19	建設局	移動車両円滑化基準に係る指針を策定し、指導を徹底すべきもの		◎			
20	建設局(公財)東京都公園協会	園内施設情報を適切に提供すべきもの	◎				
21	港務局	駐車場運営の適期化を行うべきもの	◎				
【意見・要望事項】							
22	環境局	安全確保に向けた利用者サービスの充実について		◎			
23	港務局(東京港埠頭(株)、7:13海上保安地区ボート、東京臨海副都心ボート、(公財)東京都公園協会)	管理所における情報提供の充実について		◎			
平成27年度各会計歳入歳出決算審査							
【指摘事項】							
24	生活文化局	出賃による権利について		◎			
25	福祉保健局	出賃による権利について		◎			
26	都市整備局	債権について		◎			
27	福祉保健局	物品について		◎			
28	産業労働局	会計処理について		◎			
29	産業労働局	公有財産について<無体財産物>		◎			
30	産業労働局	公有財産について<出賃による権利>		◎			
31	建設局	公有財産について<土地>		◎			
32	建設局	公有財産について<物件>		◎			
33	港務局	会計処理について		◎			
34	教育庁	会計処理について		◎			
平成27年度公営企業各会計決算審査							
【指摘事項】							
35	港務局	有形固定資産を適正に計上すべきもの		◎			
平成28年定例監査							
【指摘事項】							
36	総務局	任務の定めを十分に確認した上で、キャリアパス等の活動内容の承認を行うべきもの				◎	
37	主税局	面積の認定を適正に行うべきもの	◎				
38	主税局	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	◎				
39	主税局	圃地及び用途の認定を適正に行うべきもの	◎				
40	主税局	家屋に係る固定資産税等の課税を適正に行うべきもの	◎				

番号	対象局(団体)	事項	措置区分				
			1	2	3	4	5
41	主税局	通年部分の固定資産税(償却資産)を課税すべきもの		◎			
42	主税局	償却資産に係る固定資産税を適正に課税すべきもの	◎				
43	主税局	進行管理を適切に行い滞納整理を助長を行うべきもの		◎			
44	生活文化局	個人情報管理を適切に行うべきもの		◎			
45	生活文化局	育児資金の返還回収業務を適正に行うべきもの		◎			
46	生活文化局	業務委託契約に係る仕様の作成を適正に行うべきもの		◎			
47	生活文化局	リース契約に係る計算を適切に行うべきもの		◎			
48	福祉保健局(福祉・キャリア・都民センター)	東京府日国際本林協会の個人情報管理を適正に行うべきもの		◎			
49	福祉保健局	都の所有個人情報取扱いについて届出を行うべきもの		◎			
50	都市整備局	建築物調査委託契約に係る仕様の記載事項について検討すべきもの		◎			
51	都市整備局	建築物の処理を適正に行うべきもの		◎			
52	都市整備局	調査委託契約を適正に行うべきもの		◎			
53	環境局	廃棄物を適正な区分で処理すべきもの		◎			
54	環境局	届の整理を適正に仕立てて仕立てて作成すべきもの		◎			
55	環境局	廃棄物の処理について受託者を適切に指導すべきもの		◎			
56	環境局	大気環境常時監視施設定期保守管理委託の完了確認を適正に行うべきもの		◎			
57	環境局	印刷制作に係る単価の算出を適切に行うべきもの		◎			
58	環境局	施設管理に係る事務手続を適切に行うべきもの		◎			
59	環境局	帳簿に於ける事務手続を適切に行うべきもの		◎			
60	福祉保健局	特定個人情報取扱いを適切に行うべきもの		◎			
61	福祉保健局	委託契約の必要性を十分に検討すべきもの		◎			
62	福祉保健局	樹木管理育成作業委託等を入札により行うべきもの		◎			
63	福祉保健局	マニフェストを適正に交付し、処理数量の確認を適切に行うべきもの		◎			
64	福祉保健局	不用品の処分にあつて再資源化に努めるべきもの		◎			
65	福祉保健局	適正な区分で処分すべきもの		◎			
66	福祉保健局	契約事務を適切に行うべきもの		◎			
67	福祉保健局	積算における郵送経費の消費税を適切に計算すべきもの		◎			
68	福祉保健局	工事請負契約に係る仕様書等を適切に定めるべきもの		◎			
69	病院経営本部	外部記録媒体の使用を適正に行うべきもの		◎			
70	病院経営本部	情報利用手続を適正に行うべきもの		◎			
71	病院経営本部	私物外部記録媒体の持ち込禁止について各病院に対し指導及び周知の徹底をすべきもの		◎			
72	病院経営本部	光磁気ディスクを保管庫等に施錠して保管すべきもの		◎			
73	病院経営本部	クラウドメモリによる個人情報の送信手続を適正に行うべきもの		◎			
74	病院経営本部	単価契約によるクォン購入の適正性を適正に行うべきもの		◎			

番号	対象局(団体)	事項	措置区分					
			1	2	3	4	5	
75	病院経営本部	工事代金の支払いを適正に行うべきもの						
76	病院経営本部	設備の修繕契約を効率的に行うべきもの						
77	病院経営本部	不用品の処分によって再資源化に努めるべきもの						
78	病院経営本部	適正な区分で処分すべきもの						
79	産業労働局	技術研修会受講料の納入手続を適正に行うべきもの						
80	産業労働局	職業能力開発センター施設設備使用に伴う実費の測定を適正に行うべきもの						
81	産業労働局	ローン回収に係る行旅管理票を適正に交付すべきもの						
82	産業労働局	下水料金を係る減水量申告を行うべきもの						
83	中央卸売市場	資材外備品の管理を適正に行うべきもの						
84	中央卸売市場	保証金の確定等を適正に行うべきもの						
85	中央卸売市場	保証金の追加納付及び還付を適正に行うべきもの						
86	中央卸売市場	管理対象となる債権を漏れなく報告すべきもの						
87	中央卸売市場	管理の事実を証明する文書を適正に保管すべきもの						
88	中央卸売市場	会計処理を適正に行うべきもの						
89	中央卸売市場	市場用地の使用許可を適正に行うべきもの						
90	中央卸売市場	庁舎管理について適正な対応を取るべきもの						
91	中央卸売市場	市場施設が損壊された場合の適切な手続を定めるべきもの						
92	建設局	契約締結金の測定を適正に行うべきもの						
93	建設局	複数建築契約を適正に締結すべきもの						
94	建設局	貸付地の案内等の委託を適正に行うべきもの						
95	建設局	野営地整備契約に係る履行確認を適正に行うべきもの						
96	建設局	大規模操作業務委託決定に基づく緊急対応費の取扱いを適切に行うべきもの						
97	港務局	個人情報保護の観点に係る不正利用防止の措置を講じるべきもの						
98	港務局	指定管理者に対し個人情報取扱いについて適切に指示を行うべきもの						
99	交通局	契約事務を適切に行うべきもの						
100	交通局	工事の手直しに係る指示を適正に行うべきもの						
101	交通局	産業廃棄物が適正に処理されたことの確認を適正に行うべきもの						
102	水道局	上下水道料金の請求を適正に行うべきもの						
103	水道局	自己検水圧測定器の保守点検を適切に行うべきもの						
104	水道局	一般廃棄物の処理を適正に行うべきもの						
105	水道局(東京水道カーブス株本会社)	工事の監督及びTSSへの指導等を適切に行うべきもの						
106	水道局	請取内容の確認及び所への指導を適切に行うべきもの						
107	水道局	参加者増加に向けた3層スタンプラリーの運営を適切に行うべきもの						
108	水道局	多層WLAN端末の使用に係る管理手続等を仕様書に定めるべきもの						

番号	対象局(団体)	事項	措置区分					
			1	2	3	4	5	
109	下水道局	下水道の一時使用における料金測定を適正に行うべきもの						
110	下水道局	履行確認を適正に行うとともに、業務未実施に係る契約変更を行うべきもの						
111	下水道局	下水道事務所業務委託に係る履行確認を適切に行うべきもの						
112	教育庁	委託契約を適正に行うべきもの						
113	教育庁	振替簿の取扱い及び学校徴収金の精算を適切に行うべきもの						
114	教育庁	仕帳に基づき履行確認及び仕帳内容の変更を適切に行うべきもの						
115	教育庁	個人情報取扱いについて、仕帳に定めるべきもの						
116	教育庁	委託契約の履行確認を適切に行うべきもの						
117	教育庁	改修工事中における運動場の利用に当たり給水栓の設置工事を速やかに行うべきもの						
118	教育庁	資金取扱いの処理を適正に行うべきもの						
119	教育庁	貸金取扱いの少額支払案件に係る支出を適正に行うべきもの						
120	教育庁	仕帳簿を適切に作成し、履行確認を適正に行うべきもの						
121	教育庁	消耗品出納簿及び物品受払簿を適正に作成すべきもの						
122	教育庁	生財品の取扱いを適正に行うべきもの						
123	教育庁	高等学校数字支援金の認定事務を適正に行うべきもの						
124	教育庁	貸し出したUSBメモリの当日中の返却を徹底すべきもの						
125	教育庁	自転車通学証代金の管理を適正に行うべきもの						
126	教育庁	食料会計の収支を適切に管理すべきもの						
127	教育庁	生徒会計の繰越金を適切に管理すべきもの						
128	選挙管理委員会事務局	契約事務を適正に行うべきもの						
129	議会局	不用品の処分によって再資源化に努めるべきもの						
130	議会局	適正な区分で処分すべきもの						
131	議会局	適切な処分費に基づいて契約すべきもの						
132	議会局	委託契約の再委託に係る手続を適正に行うべきもの						
【意見・要望事項】								
133	青少年・治安対策本部	仕帳内容の検封等について						
134	福祉保健局	郵送経費の積算について						
135	産務局	東京育児学案内事業における個人情報取扱いについて						
136	教育庁	物品管理のあり方について						

【平成27年定例監査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
1	建設局	都営駐車場の中規模修繕について設計内容等を確認し、財産管理を適切に行うべきもの	1-ウ	2-ア	公益財団法人東京都道路整備保全公社(以下「公社」という。)が指定管理している都営駐車場について、ア 道路管理部は、駐車場内の照明や案内看板を更新する中規模修繕について、設計段階でデザインや表現を確認しないまま、公社に修繕を施行させている。 イ 公社が平成23年度から平成25年度に実施した38件の中規模修繕において、物品の取得があったか否かが不明となっている。	是正・改善措置として、平成23年度から平成27年度の指定管理期間中に中規模修繕により取得した物品のうち、部の物品管理台帳への登録対象となる10万円以上の物品(備品)について、平成28年4月に台帳への登録を完了した。【1-ウ】 再発防止策として、部は、平成28年3月31日付「東京都駐車場の都有財産の適正な管理について」の通知により、①指定管理者による中規模修繕実施に当たっては、その発注前に概要の報告を受けて、デザインや表現が適切であるか等を確認する。②物品の取得があった際は、その都度指定管理者から報告を受けて、部は、速やかに物品管理台帳へ登録を実施するように改めた。 【2-ア】
2	教育庁	粉じん計の取扱いについて見直すべきもの	2-ウ	—	建築物における衛生的環境の確保に関する法律が対象とする各学校が、2か月に1回の空気環境測定に用いる粉じん計については、対象校の全てに配置する必要はなく、近隣校からの借入れで対応することが可能である。 都立学校教育部は、粉じん計について、修繕・買替えの必要が生じた学校から順次、複数校を組み合わせて共同利用させるなど、粉じん計の取扱いについて見直されたい。	部は、平成28年2月19日付通知によって、各校が使用している粉じん計の修繕・買替えの必要が生じた場合、学校から連絡を受け、他校との共同利用を含め総合的に検討することとした。 【2-ウ】 新規に建築物における衛生的環境の確保に関する法律の対象となった3校で共同利用を開始し、平成28年10月に1回目の測定を実施した。 ・学校からの連絡実績：20件 ・現時点での新規購入実績：0件
3	教育庁	デジタル化資料を館内で閲覧に供するべきもの	1-エ	2-ウ	中央図書館は、平成21年度以降デジタル化してきた資料について、館内で保存用データを閲覧できるようにしておらず、その原資料を閲覧の用に供している。このことは、原資料の劣化・損傷を防止する点からは、デジタル化の目的を果たせていない。 また、インターネットでデジタル化資料を公開している「東京アーカイブ」において、1、106件のデジタル化したデータを公開しておらず、公開のためにも、原資料の劣化・損傷の防止のためにも利用されていない。	館内閲覧については、平成28年3月に、館内のパソコンで、全ての保存用画像データを閲覧できるようにした。 また、「東京アーカイブ」においては、平成28年9月から、著作権の関係で公開できないものを除き822件を公開した。 【1-エ、2-ウ】

【平成27年工事監査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
4	建設局	金属製手すりの設計を適切に行うべきもの	1-ア	2-ウ 2-エ	舎人公園非常用発電設備建屋新築工事その2(足立区舎人町地内、工期：平成27.1.6～平成28.6.30、契約金額：4億9,788万円)について見たところ、屋上外周部分に金属製手すり及び侵入防止兼安全対策用フェンスが一部重複して設置する設計となっているが、建物の使用条件及び機能を考慮すると、金属製手すりの一部分が不要であることが認められた。 このため、積算額約582万円が過大なものとなっている。	是正・改善措置として、東部公園緑地事務所では、過大であった金属製手すりについて、平成28年2月29日に数量を減少する契約変更手続を実施し、減額による是正を行った。【1-ア】 再発防止策として、局は、平成27年11月30日に公園工事担当課長会において事務所工事主管課長等に対し、さらに、平成28年2月26日の局技術担当課長会で技術系担当課長に対して、再発防止に努めるよう周知徹底を図った。 東部公園緑地事務所は、工事・積算関係の基礎知識を確実に習得する研修として、平成28年3月11日に所内技術職員を対象とした東部公園緑地事務所技術担当者会議を実施した。 また、設計起工時点における内容確認については、設計担当者だけでなく、工事担当者も内容を照査する相互確認を実施することとした。【2-ウ】 さらに、平成28年度においても、6月29日に実施した課内会議において、今回の指摘事項の内容について、再発防止を徹底するよう周知を図った。【2-エ】
5	建設局	諸経費の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	野山北・六道山公園園地整備工事(その2)(西多摩郡瑞穂町大字駒形富士山地区内ほか、工期：平成25.10.15～平成26.4.25、契約金額：7,203万4,920円)の諸経費の積算について見たところ、地方部(施工場所が一般交通等の影響を受けない場合)とすべきところ誤って、山間へき地及び離島として計上している。 このため、積算額約96万円が過大なものとなっている。	西部公園緑地事務所では、新たに土木積算のチェックリストを作成して設計、積算時に活用した。【2-ウ】 局は、平成27年11月30日に公園工事担当課長会において事務所工事主管課長等に対し、さらに、平成28年2月26日の局技術担当課長会で技術系担当課長に対して、再発防止に努めるよう周知徹底を図った。 西部公園緑地事務所では、課長代理を筆頭としたプロジェクトチーム(土木工事PT、建築工事PT、設備工事PT)で法令・基準集を作成し、平成28年3月22日開催の平成27年工事監査の振り返り会議において、内容の説明を行った。 さらに、平成28年4月19日に転入及び新規採用技術職員等への周知を兼ねて平成27年工事監査指摘事項等の再確認を行った。【2-エ】